

藤岡市役所敷地内キッチンカー出店規約

本規約は、藤岡市役所駐車場にて、キッチンカーの出店を希望する者（以下「申込者」という。）の出店申込方法及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店申込資格）

申込者の出店資格は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- （1）キッチンカーを保有、またはリースしている者
- （2）本市内の営業を許可する飲食店営業許可証を有する者
- （3）食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- （4）生産物賠償責任保険（PL 保険）、またはこれに準ずる保険に加入している者
- （5）保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- （6）藤岡市暴力団排除条例（平成 24 年藤岡市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。
- （7）市の指示に同意できる者

第2条（出店時間及び使用料）

出店時間は、藤岡市役所開庁時の 12 時から 13 時とする。ただし、出店時間の前後 30 分は準備及び片付けの時間とし使用を許可する。

- 2 使用料は藤岡市行政財産使用料条例の規定により 660 円とし、市発行の納入通知書により藤岡市指定金融機関に納付すること。
- 3 使用料は市の判断により、変更することがある。

第3条（出店申込方法）

申込者は、藤岡市公有財産規則第 28 条第 1 項の規定により市に目的外使用許可申請書を市が指定する期日までに提出するものとする。また、年度の最初の出店申込時には、下記の資料も合わせて提出するものとする。市は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者（以下「出店者」という。）に藤岡市公有財産規則第 28 条第 2 項の規定により行政財産目的外使用許可書を送付する。

- （1）飲食店営業許可証一式の写し 1 部
- （2）（車両をリースしている者は）リース契約書の写し 1 部
- （3）食品衛生責任者（またはそれに代わる資格証明書）の写し 1 部
- （4）生産物賠償責任保険（PL 保険）等の証明書の写し 1 部
- （5）販売メニュー品目の一覧 1 部
- （6）暴力団排除に関する誓約書 1 部

第4条（出店場所）

出店場所は、市が指定した場所に限る。ただし、市の都合により、当初予定していた出店場所が急遽変更となる場合がある。

第5条（販売可能な商品）

出店者が販売可能な商品は、出店者の営業許可証の範囲内の飲食物とする。ただし、酒類及び市が不適当と判断したものは販売禁止とする。

第6条（その他出店者の遵守事項）

出店者は以下各号の項目を遵守しなければならない。

- （1）キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自の責任において行うこと。
- （2）食品衛生責任者の修了書またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、キッチンカーの商品受け渡し場所等、良く見える場所に貼付すること。
- （3）電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること。
- （4）調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- （5）出店者自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰り処分すること。市にゴミの処分等を依頼してはならない。
- （6）営業終了後は、出店者は自己の備品等すべてを持ち帰り、駐車場内に備品を放置しないこと。
- （7）営業終了後は、使用した駐車場をキッチンカー設置前と同じ状況に戻すこと。
- （8）BGM、騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- （9）販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- （10）キッチンカーの破損、紛失等について、市は一切責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- （11）出店者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに市へその旨を報告すること。
- （12）出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新、取扱品目の追加（販売メニュー品目の変更を含む。）、食品賠償保険等の更新など、出店申込資料等に変更が発生した場合、出店者は直ちに市へ新たな出店申込資料等を提出すること。
- （13）出店に関する各種関係諸法令に違反する等、市の信用を害する行為を行わないこと。

第7条（損害賠償）

出店者が、市、またはその他第三者に損害を与えた場合、直ちにその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第8条（協議）

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第3条の申込については公布の日から施行する。

キッチンカー出店場所

